

広島修道大学学位規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに広島修道大学学則（以下「大学学則」という。）及び広島修道大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

(1) 学士の学位

学部	学科	学位
商学部	商学科	学士（商学）
	経営学科	学士（経営学）
経済科学部	現代経済学科	学士（経済科学）
	経済情報学科	学士（経済科学）
人文学部	人間関係学科	学士（文学）
	教育学科	学士（教育学）
	英語英文学科	学士（文学）
法学部	法律学科	学士（法学）
人間環境学部	人間環境学科	学士（人間環境学）
健康科学部	心理学科	学士（心理学）
	健康栄養学科	学士（栄養学）
国際コミュニティ学部	国際政治学科	学士（国際政治学）
	地域行政学科	学士（地域行政学）

(2) 修士の学位

研究科	専攻	学位
商学研究科	商学専攻	修士（商学）
	経営学専攻	修士（経営学）
経済科学研究科	現代経済システム専攻	修士（経済学又は経済情報）
	経済情報専攻	
人文科学研究科	心理学専攻	修士（心理学）

	社会学専攻	修士（社会学）
	教育学専攻	修士（教育学）
	英文学専攻	修士（文学）
法学研究科	法律学専攻	修士（法学）
	国際政治学専攻	修士（国際政治学）

(3) 博士の学位

研究科	専攻	学位
商学研究科	商学専攻	博士（商学）
	経営学専攻	博士（経営学）
経済科学研究科	現代経済システム専攻	博士（経済学）
	経済情報専攻	博士（経済情報）
人文科学研究科	心理学専攻	博士（心理学）
	英文学専攻	博士（文学）

2 学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

第2章 学士の学位

(学士の学位授与)

第3条 学士の学位の授与は、本大学を卒業した者に対して行うものとする。

第3章 修士の学位

(修士の学位授与)

第4条 修士の学位の授与は、本大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

(修士論文又は特定課題研究論文)

第5条 大学院学則第25条第1項の定めによる修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究論文」という。）は、それぞれ次に定める期日までに、指導教員を経て研究科委員会に提出するものとする。

(1) 前期（春学期）末の修了 7月7日

(2) 後期（秋学期）末の修了 1月7日

2 前項の修士論文又は特定課題研究論文を提出しようとする者は、その題目について、研究科委員会の定める期日までに、指導教員を経て研究科長に届け出なければならない。

(修士論文又は特定課題研究論文の審査委員等)

第6条 修士論文又は特定課題研究論文の審査は、その指導教員を主査委員とし、研究科委員会の選んだ2名以上の審査委員が、これを行う。

2 修士論文又は特定課題研究論文の審査は、論文提出後2カ月以内に、これを行う。

(最終試験)

第7条 最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の試験委員が修士論文又は特定課題研究論文を中心とし、これに関連ある授業科目について行う。

2 審査委員が修士論文又は特定課題研究論文の審査の結果、その内容が学位を授与するに
適当でないと認めたときは、最終試験を行わない。

(修士論文又は特定課題研究論文の審査)

第8条 審査委員及び試験委員は、修士論文又は特定課題研究論文の審査及び最終試験の終了後、速やかに修士論文又は特定課題研究論文の要旨、審査要旨、最終試験の結果の要旨及びその成績を、研究科委員会に書面をもって報告しなければならない。

2 修士論文又は特定課題研究論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、当該研究科が別に定める。

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審査のうえ、修士の学位を授与するか否かを、投票により議決する。

2 前項の議決をするには、研究科委員会構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位を授与するものとする議決には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第10条 研究科長は、遅滞なく前条の議決の結果を、書面をもって、学長に報告しなければならない。

第11条 学長は、前条の報告に基づいて学位を授与し、学位記を交付する。

2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

第4章 博士の学位

(博士の学位授与)

第12条 博士の学位の授与は、本大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に定める者のほか、博士の学位の授与は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、前項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力確認」という。)された者に対し行うことができる。

(博士論文)

第13条 博士論文を提出しようとする者は、論文審査願に論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え、研究科委員会を経て、学長に提出するものとする。博士論文は1編とし、3部を提出しなければならない。

2 前条第2項により博士論文を提出しようとする者は、前項に定められた書類のほかに、

所定の学位申請書及び審査手数料を添え、研究科委員会を経て学長に提出しなければならない。

- 3 本大学院博士課程の単位を修得し、退学した者が、再入学しないで博士論文を提出しようとするときは、前項の規定によるものとする。ただし、退学したときから7年以内に提出する場合にかぎり、審査手数料を免除する。

第14条 学長は、博士論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(博士論文の審査及び最終試験)

第15条 博士論文の審査と最終試験は、博士後期課程担当教授のうちから、研究科委員会の定める主査1名、副査2名以上からなる審査委員がこれを行う。

- 2 必要があるときは、博士論文の審査について、他大学の大学院等の教員の協力を求めることができる。
- 3 第12条第2項の学力確認は、筆答又は口頭による。この場合、外国語については2種類を課すものとする。
- 4 第13条第3項により退学した者が、退学したときから7年以内に博士論文を提出したときは、前項の学力確認を免除することができる。
- 5 前4項に規定するもののほか、博士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、当該研究科が別に定める。

第16条 博士論文の審査及び最終試験又は学力確認は、論文を受理してから1年以内に終了しなければならない。

(審査結果の報告)

第17条 審査委員は、論文審査及び最終試験又は学力確認の終了後速やかに、論文内容の要旨、審査の要旨及び最終試験又は学力確認の結果を、研究科委員会に書面をもって報告しなければならない。

(博士論文要旨等の公表)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(博士の学位授与の報告)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条に定める学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(準用規定)

第21条 第9条から第11条までの規定は、博士の学位に、これを準用する。この場合において、第9条第3項中の「議決には、」の次に「博士後期課程担当教授の3分の2以上の出席を必要とし、その」を挿入するものとする。

第5章 削除

第22条 削除

第23条 削除

第6章 雑則

(学位授与の取消)

第24条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議決に基づいて、学位を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会において、前項の議決をするときは、委員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の投票による賛成がなければならない。

(学位記の再交付)

第25条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記し、所定の手数料を添えて、学長に申請しなければならない。

附 則

1 この規程は、1971（昭和46）年4月1日から施行する。

2 この規程は、1973（昭和48）年4月1日から改正施行する。

3 この規程は、1976（昭和51）年4月1日から改正施行する。

- 4 この規程は、1978（昭和53）年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、第1条、第20条を改正して、1979（昭和54）年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、第2条を改正して、1981（昭和56）年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、第10条第3項を改正して、1991（平成3）年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、第1条、第2条第1項、第3条、第9条、第20条を改正し、第2条の2を追加し、第10条に見出しを付して、1991（平成3）年7月1日から施行する。
- 9 この規程は、第9条第2項及び第10条第3項を改正して、1992（平成4）年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、第2条第1項第1号を改正し、1993（平成5）年12月1日から施行する。
- 11 この規程は、第2条第1項第2号を改正し、1994（平成6）年4月1日から施行する。
- 12 この規程は、第4条を改正して、1996（平成8）年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、第5条の2を追加し、第2条第1項第1号、第4条第1項、第6条及び第7条を改正し第5条及び第7条に見出しを付して、1997（平成9）年4月1日から施行する。ただし、1996（平成8）年度以前に入学した者については、改正後の第2条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 14 この規程は、第4条第1項、同条第2項、第5条第1項を1998（平成10）年12月3日に改正し、1999（平成11）年4月1日から施行する。
- 15 この規程は、第12条第5項を追加し、2000（平成12）年12月4日から施行する。
- 16 この規程は、第2条第1項第2号を改正し、2001（平成13）年4月1日から施行する。
- 17 この規程は、第2条第1項第3号を改正し、2003（平成15）年4月1日から施行する。
- 18 この規程は、法務研究科法務専攻に関する諸規定を追加し、かつ条文の整理を行い、2004（平成16）年4月1日から施行する。
- 19 この規程は、第4条、第5条の2及び第14条を2004年3月25日に改正し、2004（平成16）年4月1日から施行する。
- 20 この規程は、第2条第1項第1号を2006年3月22日に改正し、2007（平成19）年4月1日から施行する。ただし、2006（平成18）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 21 この規程は、2008（平成20）年3月24日に、第4条及び第5条を改正し、第5条の2を削り、2008（平成20）年4月1日から施行する。
- 22 この規程は、2009（平成21）年3月26日に、第19条第2項及び第3項を追加し、2009（平成21）年4月1日から施行する。

- 23 この規程は、2010（平成22）年3月26日に第22条を改正し、2010（平成22）年4月1日から施行する。
- 24 この規程は、2012（平成24）年10月1日に第22条を改正し、第23条及び第24条を削り、以下条数を繰り上げて、2013（平成25）年4月1日から施行する。ただし、2012（平成24）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 25 この規程は、2013（平成25）年5月27日に第8条第2項、同条第3項、第12条第3項、同条第4項、第18条、第19条第1項、同条第2項、同条第3項、第20条、第21条及び第23条を改正し、第2条の2を第3条に、第8条の2を第10条に、第8条の3を第11条に改め、第15条から第17条を削るとともに条数を整理し、2013（平成25）年4月1日に遡って施行する。
- 26 この規程は、2014（平成26）年3月27日に第8条第2項を追加し、2014（平成26）年4月1日から施行する。
- 27 この規程は、2015（平成27）年11月30日に第2条第1項第1号を改正し、2016（平成28）年4月1日から施行する。ただし、2015（平成27）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 28 この規程は、2017（平成29）年2月23日に第2条第1項第1号を改正し、2017（平成29）年4月1日から施行する。ただし、2016年度（平成28）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 29 この規程は、2017（平成29）年5月24日に第2条第1項第4号を削り、第5章を削除し、2017（平成29）年4月1日に遡って施行する。
- 30 この規程は、2018（平成30）年3月28日に第2条第1項第1号を改正し、2018（平成30）年4月1日から施行する。ただし、2017（平成29）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 31 この規程第5条の提出期日については、2020年度のみ各研究科で決定するものとする。